

発表項目 (行事名)	令和2年度第1回北海道食の安全・安心委員会の開催と傍聴者の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道食の安全・安心委員会を、次のとおり開催します。 また、傍聴者の募集を行います。</p> <p>1 令和2年度第1回北海道食の安全・安心委員会 (1) 日時 令和2年7月21日(火) 13時30分～15時30分 (終了時間は予定) (2) 場所 ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」 (3) 出席者 (委員) 北海道食の安全・安心委員会委員 (道側) 農政部食の安全推進監ほか関係部局職員 (4) 議題(予定) ア 報告事項 (ア) 令和元年度(2019年度)「北海道食の安全・安心条例」に基づく年次報告について (イ) 令和元年度(2019年度)食の安全・安心に係る通報状況について (ウ) 令和2年度(2020年度)食品衛生監視指導計画について イ 審議事項 (ア) 「北海道食品ロス削減推進計画(仮称)」について ウ その他</p> <p>2 傍聴者募集について 傍聴を希望する方は、「北海道食の安全・委員会の傍聴希望」と明記のうえ、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、令和2年7月14日(火)までに、北海道農政部食の安全推進局食品政策課に申込みしてください。詳細は別紙のとおりです。</p>		
参考	開催及び傍聴者の募集についてはホームページでもお知らせしています。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/iinkaiboutyou.htm		

報道(取材)に当たってのお願い	広く道民の方への周知していただくとともに、積極的な取材をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	農政部食の安全推進局食品政策課調整係(勝藤、高田) TEL 011-231-4111 ダイヤルイン 011-204-5427 (内線27-653、27-695)		
-------------	---	--	--

北海道食の安全・安心委員会の開催及び傍聴者の募集について

令和2年7月6日

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第28条に基づき、知事の附属機関として設置された北海道食の安全・安心委員会の令和2年度第1回目の委員会を開催しますので、傍聴を希望される方は次の応募方法に従って応募してください。

記

- 1 令和2年度第1回北海道食の安全・安心委員会
 - (1) 日 時 令和2年7月21日（火）13時30分～15時30分（終了時間は予定）
 - (2) 場 所 ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
（札幌市中央区北1条西6丁目）
 - (3) 出席者 北海道食の安全・安心委員会委員
北海道農政部食の安全推進監ほか関係部局職員
 - (4) 議題（予定）
 - ア 報告事項
 - (ア) 令和元年度（2019年度）「北海道食の安全・安心条例」に基づく年次報告について
 - (イ) 令和元年度（2019年度）食の安全・安心に関する通報状況について
 - (ウ) 令和2年度（2020年度）食品衛生監視指導計画について
 - イ 審議事項
 - (ア) 「北海道食品ロス削減推進計画（仮称）」について
 - ウ その他

2 傍聴者の募集

(1) 応募方法

傍聴を希望される方は、「北海道食の安全・安心委員会の傍聴希望」と明記し、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により、郵便番号・住所・氏名・職業及び電話番号・FAX番号を記載の上、下記の申込先に御応募ください。

なお、電話による申し込みは受け付けていません。

〔申込先〕

北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係 あて

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

FAX 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

- (2) 締 切 り 令和2年7月14日（火）17時30分必着
- (3) 募集人数 20名

3 傍聴者の決定

傍聴の申込者が多数の場合には、先着順により傍聴者を決定します。傍聴者の方には入場券を送付いたしますので、受付の際に入場券をご提出ください。

4 留意事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 会場内では、ピラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの着装などの行為はできません。
- (4) 会場内では、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、北海道食の安全・安心委員会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 会議の秩序を乱したり、議事進行を妨害するようなことはできません。
- (6) 傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
- (7) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

[お問い合わせ先]

北海道農政部食の安全推進局食品政策課調整係 担当者：勝藤、高田

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 [内線27-695]

FAX 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

食品政策課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/shs/shokuan/iinkaiboutyou.htm>

(参 考)

北海道食の安全・安心委員会について

1 設置の目的

北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）第28条により、食の安全・安心に関する施策を推進するため、知事の附属機関として設置

2 委 員

- 人 数 委員15名（公募委員2名を含む）、特別委員5名
- 構 成 学識経験者、消費者、生産者等
- 任 期 2年間（再任可）

3 組 織

- 役 員 会長、副会長（委員の互選）、部会長（会長の指名）
- 専門部会 遺伝子組換え作物交雑等防止部会
- 所掌事項
 - ・ 諮問に応じた食の安全・安心に関する重要事項の調査審議
 - ・ 条例の規定によりその権限に属せられた事務
 - ・ 食の安全・安心に関し必要と認める事項の建議

4 委員及び特別委員名簿

別紙名簿のとおり

第8期 北海道食の安全・安心委員会委員・特別委員名簿

(任期：令和元年6月22日～令和3年6月21日)

会 長	にしむら	たかのり	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院長
副 会 長	はたけやま	きょうこ	一般社団法人北海道消費者協会会長
委 員	いなだ	かつひろ	公募委員
委 員	おおつか	さなえ	有限会社大塚ファーム取締役副社長
委 員	かわい	ゆうじ	国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院教授
委 員	かわはた	かこ	公益社団法人北海道栄養士会副会長
委 員	きくや	しげき	北海道漁業協同組合連合会品質管理部長
委 員	しらはた	あき	北海道文教大学人間科学部講師
委 員	すずき	たかし	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院教授
委 員	たけおか	あつし	公募委員
委 員	はこいし	ふみよし	ホクレン農業協同組合連合会代表理事常務※ホクレン人事に伴い交代予定
委 員	はまもと	ひとみ	North Aspiration 代表
委 員	ふじい	こういち	サンマルコ食品株式会社代表取締役社長
委 員	もり	はるひで	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院教授
委 員	よしだ	ちえ	生活協同組合コープさっぽろ理事

<15名>

(遺伝子組換え作物交雑等防止部会)

特別委員	あいこう	てつや	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院准教授
特別委員	かなざわ	あきら	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院准教授
特別委員	くぼ	ともひこ	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院教授
特別委員	ひらた	としゆき	国立大学法人北海道大学
			北方生物圏フィールド科学センター助教
特別委員	ふなつ	やすひろ	酪農学園大学農食環境学群教授

<5名>